公益信託おおいた社会福祉池永奨学基金第二期決算公告

一、事業概要
　大分県内の高校生に対する奨学金給付事業として、十名の学生に対し、総額二、四〇〇、〇〇〇円の奨学金を給付した。
二、財産目録（平成二十四年三月三十一日現在）
　資産合計　二四、一八四、一二九円
　負債合計　〇円
　正味信託財産　二四、一八四、一二九円
　平成二十四年八月三日
　松山市南堀端町一番地
　公益信託おおいた社会福祉池永奨学基金
　受託者　株式会社伊予銀行

配当公告

北海道爾志郡乙部町字緑町二三四番地一
　破産者　古畑　篤
右の者に対する函館地方裁判所平成二十一年（フ）第二三六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金五、七二九、五二五、七七九円
一、配当することができる金額
　金二三、一二四、三五七円
　平成二十四年八月三日
　函館市時任町二番一〇号
　破産管財人　山崎　英二

配当公告

岐阜県多治見市生田町一丁目四二番地
　破産者　株式会社オリオン
右の者に対する岐阜地方裁判所多治見支部平成二十一年（フ）第三十七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金五四〇、五八九、七五〇円
　（内優先的破産債権額　金一、四四〇円）
一、配当することのできる金額
　金三七、六八三、六九六円
　（内優先的破産債権額　金一、四四〇円）
　平成二十四年八月三日
　名古屋市中区丸の内三丁目二番二九号ヤガミビル五〇一号・六〇一号弁護士法人愛知総合法律事務所　破産管財人　尾関　栄作

配当公告

愛知県豊田市和会町石亀四二番地三
　破産者　丸弥建設株式会社
右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十三年（フ）第四八四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
　金一二三、一九一、一八七円
　（内優先債権額　金三、七一〇、一八九円）
一、配当することのできる金額
　金九七、四五八、二二五円
　（内優先債権額　金三、七一〇、一八九円）
　平成二十四年八月三日
　愛知県豊田市若宮町八丁目一番地一〇新豊田ビル三階　破産管財人　樋口　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区南荻窪四丁目一三一番地、最後の住所千葉県千葉市美浜区高洲一丁目一四番九棟一〇三号　被相続人　亡　桑崎　茂
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十四年八月三日
　事務所千葉県千葉市中央区中央三丁目八番八号中央ＣＩＢビル六階
　相続財産管理人　弁護士　井原　真吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県南房総市富浦町原岡八二番地、最後の住所千葉県南房総市富浦町原岡八二番地二
　被相続人　亡　鈴木　宗男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十四年八月三日
　事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マニュライフプレイス千葉三階　鳥羽田法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　平木　正雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区白金台一丁目五五番地、最後の住所秋田市手形字中谷地一〇番地一―一五〇五号
　被相続人　亡　三島龍太郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十四年八月三日
　東京都中央区日本橋富沢町一〇番一九号エクメーネ日本橋五〇一号安田伸一法律事務所　相続財産管理人　弁護士　安田　伸一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

岐阜県関市一本木町二一番地二、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　上山　圭子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十四年八月三日
　事務所岐阜市司町三八番地酒造会館二階
　弁護士法人小出栗山法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　鋤口　崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県犬山市大字羽黒字中深田一番地九一、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　西谷　康
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十四年八月三日
　名古屋市中区丸の内一丁目一七番二号第一四ＫＴビル六階
　相続財産管理人　弁護士　佐藤　浩史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉佐野市上瓦屋四〇四番地、最後の住所大阪府泉佐野市下瓦屋一六四番地の一
　被相続人　亡　松浪清次郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十四年八月三日
　大阪市北区西天満五丁目九番七号西天満ユートビル八〇一号
　相続財産管理人弁護士　畑山　和幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市阿倍野区昭和町二丁目一二番、最後の住所大阪市阿倍野区天王寺町北三丁目一八番一六号　特別養護老人ホームいくとく　被相続人　亡　小野田ヒサ子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十四年八月三日
　大阪市北区西天満六丁目一番二号千代田ビル別館九階
　相続財産管理人弁護士　成田由岐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県奈良市中町四四番地、最後の住所奈良市大倭町四番三五号　大倭安宿苑須加宮寮　被相続人　亡　七条　ひで
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十四年八月三日
　奈良県奈良市中山町三九―一　エステート
　ピア中山Ａ棟二〇五号
　相続財産管理人　宇野　修身

第２期決算公告

平成24年8月3日
東京都千代田区神田駿河台１―８―11
東京ＹＷＣＡ会館308号室
一般社団法人
日本ユニットケア推進センター
会長　中澤　明子

貸借対照表の要旨
（平成24年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	119,321,206
	固定資産	7,847,189
	合計	127,168,395
負債及び正味財産の部	流動負債	54,832,043
	固定負債	0
	指定正味財産	0
	一般正味財産	72,336,352
	合計	127,168,395